

Financial Services Tax News

Special Edition: September 2009

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

日本における政府系投資ファンド にかかわる税制

原油や商品価格の上昇とアジア諸国における輸出拡大に伴いアジア諸国における中央銀行が外貨準備高を増大させたことにより、政府系投資ファンド(Sovereign Wealth Funds、以下、「SWF」)が近年急成長しました。SWFが誕生してから50年以上が経過していますが、ここ5年でSWFの管理資産や組成されたSWFの数が劇的に増加しており、SWFは国際投資市場の中心的存在として注目を集めています。

昨今の景気後退によりSWFが欧米市場への投資に慎重になり、自国の困窮した企業を救済するため、より自国の市場に投資する傾向があるのは確かです。しかしながら、この傾向は一時的なものであり、世界経済の景気が回復するにつれ、SWFによる投資はその投資形態のみならず、その投資対象地域も多様化するものと思われます。SWFが市場における主要な投資家として台頭することになった理由の一つとして、SWFが一般政府の準備金とは異なり、政府の方針や政策の影響を受けることが少なく、より投資成果に重点を置いていることがあげられます。

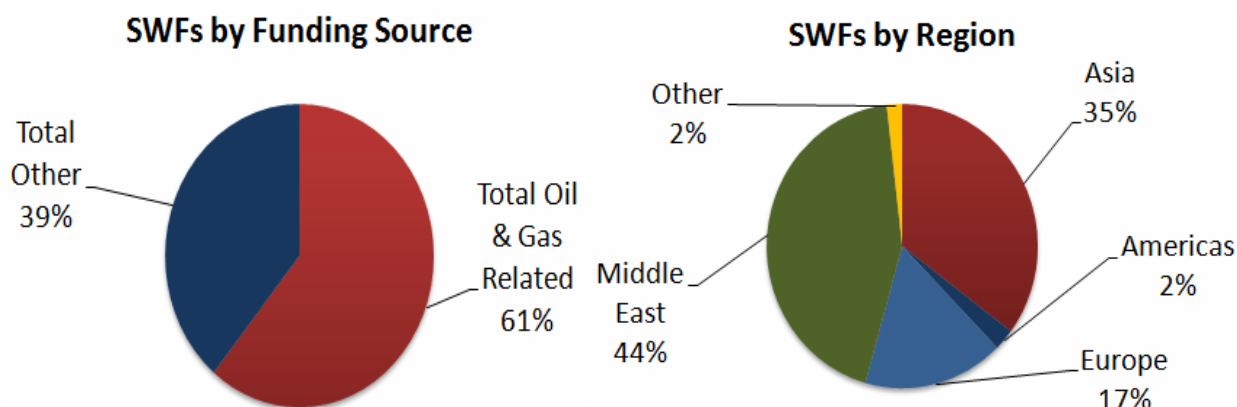
2008年度および2009年度税制改正により、SWFを含む外国ファンドの日本への投資を促すことを目的として、恒久的施設の認定に関する特例措置の制定および事業譲渡類似課税の規定の改正が行われています。本ニュースレターでは、外国政府およびSWFが日本に投資する場合の一般的な日本の税制についてご紹介します。

背景

政府系投資ファンド(SWF)とは何か

一般的に認められている定義はありませんが、SWFとは、政府によって保有される特別な目的を有する投資ファンドまたは契約をいうと考えられています¹。SWFはマクロ経済の視点から設立され、財政上の手当のために資産を保有、管理および運営し、外国金融商品への投資を含む投資対象を選定します。SWFは国際収支の黒字、政府の為替介入、民営化収益、財政黒字、商品の輸出収益等を原資に設立されるのが一般的です。

以下の円グラフは世界のSWFのファンドの原資と設立地域の内訳を示したものです。



以下の表は世界各国のSWFをその資産管理残高順に並べたものです。

Country	Fund Name	Assets \$Billion	Inception	Origin
UAE - Abu Dhabi	Abu Dhabi Investment Authority	\$627	1976	Oil
Saudi Arabia	SAMA Foreign Holdings	\$431	n/a	Oil
China	SAFE Investment Company	\$347.1		Non-Commodity
Norway	Government Pension Fund - Global	\$326	1990	Oil
Singapore	Government of Singapore Investment Corporation	\$247.5	1981	Non-Commodity
Russia	National Welfare Fund	\$219.9	2008	Oil
Kuwait	Kuwait Investment Authority	\$202.8	1953	Oil
China - Hong Kong	Hong Kong Monetary Authority Investment Portfolio	\$193.4	1998	Non-Commodity
China	China Investment Corporation	\$190	2007	Non-Commodity
Singapore	Temasek Holdings	\$85	1974	Non-Commodity
China	National Social Security Fund	\$82.4	2000	Non-Commodity
UAE - Dubai	Investment Corporation of Dubai	\$82	2006	Oil
Libya	Libyan Investment Authority	\$65	2006	Oil
Qatar	Qatar Investment Authority	\$62	2003	Oil
Algeria	Revenue Regulation Fund	\$47	2000	Oil
Australia	Australian Future Fund	\$42.2	2004	Non-Commodity
Kazakhstan	Kazakhstan National Fund	\$38	2000	Oil
Brunei	Brunei Investment Agency	\$30	1983	Oil
France	Strategic Investment Fund	\$28	2008	Non-Commodity
South Korea	Korea Investment Corporation	\$27	2005	Non-Commodity
US - Alaska	Alaska Permanent Fund	\$26.7	1976	Oil
Malaysia	Khazanah Nasional	\$23.1	1993	Non-Commodity
Ireland	National Pensions Reserve Fund	\$22.8	2001	Non-Commodity
Chile	Social and Economic Stabilization Fund	\$21.8	1985	Copper
UAE - Abu Dhabi	Mubadala Development Company	\$14.7	2002	Oil
Bahrain	Mumtalakat Holding Company	\$14	2006	Oil

¹ 詳しくは以下をご参照ください。International Monetary Fund, Monetary and Capital Markets Policy Development and Review Departments, "Sovereign Wealth Funds - A Work Agenda", February 29, 2008 (www.imf.org/external/np/pp/eng/2008/022908.pdf).

Country	Fund Name	Assets \$Billion	Inception	Origin
UAE - Abu Dhabi	International Petroleum Investment Company	\$14	1984	Oil
Iran	Oil Stabilisation Fund	\$13	1999	Oil
Canada	Alberta's Heritage Fund	\$11.9	1976	Oil
US - New Mexico	New Mexico State Investment Office Trust	\$11.7	1958	Non-Commodity
Azerbaijan	State Oil Fund	\$10.8	1999	Oil
Nigeria	Excess Crude Account	\$9.4	2004	Oil
New Zealand	New Zealand Superannuation Fund	\$8.6	2003	Non-Commodity
Oman	State General Reserve Fund	\$8.2	1980	Oil & Gas
Botswana	Pula Fund	\$6.9	1966	Diamonds & Minerals
Brazil	Sovereign Fund of Brazil	\$5.9	2009	Non-Commodity
Saudi Arabia	Public Investment Fund	\$5.3	2008	Oil
China	China-Africa Development Fund	\$5	2007	Non-Commodity
East Timor	Timor-Leste Petroleum Fund	\$4.2	2005	Oil & Gas
US - Wyoming	Permanent Wyoming Mineral Trust Fund	\$3.6	1974	Minerals
US - Alabama	Alabama Trust Fund	\$3.1	1986	Gas
Trinidad & Tobago	Heritage and Stabilization Fund	\$2.9	2000	Oil
Malaysia	Terengganu Investment Authority	\$2.8	2008	Oil
UAE - Ras Al Khaimah	RAK Investment Authority	\$1.2	2005	Oil
Venezuela	FIEM	\$0.8	1998	Oil
Vietnam	State Capital Investment Corporation	\$0.5	2006	Non-Commodity
Kiribati	Revenue Equalization Reserve Fund	\$0.4	1956	Phosphates
Indonesia	Government Investment Unit	\$0.3	2006	Non-Commodity
Mauritania	National Fund for Hydrocarbon Reserves	\$0.3	2006	Oil & Gas
UAE - Federal	Emirates Investment Authority	x	2007	Oil
Oman	Oman Investment Fund	x	2006	Oil
UAE - Dubai	Dubai World	x	2006	Oil
	Total Oil & Gas Related	\$2,203.1		
	Total Other	\$1,424.6		
	TOTAL	\$3,627.7		

上記の円グラフと表²が示すように、SWFが所在する大部分の国が石油輸出国またはアジア諸国であるという傾向がみられます。これらの国では、原油高または継続的に発生する巨額の貿易黒字を基因として、急速に外国資産が蓄積されてきました。現在、SWFの資産管理残高は2兆米ドルから3兆米ドルと推定されています。

高まる関心

SWFは積極的な投資によって、国際金融市場における主要な投資家として次第に認識されるようになりました。サブプライム住宅ローン危機による多額の損失に苦しむ欧米の巨大銀行が新たに発行する株式に対し、アジアや中東のSWFによる巨額の投資が実施されると、メディア、政策担当者および国際金融機関からのSWFに対する注目が一層高まりました。

規制の枠組み

SWFやその投資活動に対する社会的反響に応じて、国際通貨基金(IMF)や経済協力開発機構(OECD)といった国際機関が共同し、SWFに制度設計、組織構造、リスク管理、情報開示を改善する指針を与えるベスト・プラクティス(自発的最良慣行)の構築を進めてきました。

SWFを有する23カ国、3カ国のオブザーバー、OECDおよび世界銀行が2008年5月1日に会合を行い、SWFに関する国際ワーキンググループ(IWG)が発足しました。IWGは2008年10月11日にSWFに対する「行動規範・慣行に関

² 円グラフと表はSovereign Wealth Fund Institute (www.swfinstitute.org/funds.php) 調べです。全ての数値は2009年4月現在の公式発表の数値または、資産の数値が公表されていない場合には、ほかの発表された利用可能な数値を基にしています。市場価値は日々変化するため、最良な推定値を用いているものがあります。また、多くの場合、SWFは資産管理残高を正式には公表していません。その他、以下の情報を参考にしています。Sovereign Wealth Funds, Joint Economic Committee, US Congress, Research Report #110.21, February 2008; Weathering the Storm, Sovereign Wealth Funds in the Global Economic Crisis of 2008, April 2009, Monitor Group and Fondazione Eni Enrico Mattei.

する原則合意」(Generally Accepted Principles and Practice、別名サンティアゴ原則。以下、「GAPP」)³を公表しました。GAPPはSWFに対し、慎重さと健全さの観点から、投資規範ならびに適切なガバナンスおよびアカウントビリティ(説明責任)の指針となる枠組みを与えることを目的としています。

政府およびSWFにかかわる国際的な税制の概観

主権免税

一般的に、外国政府が行う商業活動に対し、投資受入国において明文化された主権免税の規定を有していることは多くないようですが、行政慣行や規則によって、外国政府が取得する預金利息や配当金を含む受動的所得を免税としている場合があります。しかしながら、このような免税制度が外国政府や外国中央銀行が受領する非受動的所得(利子や配当以外のポートフォリオ所得を含む)に対しても適用されるのか、また、仮に適用されるとしても、実務上どのように適用されるかについては、多くの場合不明確です。

SWF

SWFの設立国においては、SWFに対する課税を免除する特別の規定が設けられているのが一般的です。しかしながら、SWFの設立国以外の国に投資を行うSWFの税制について、実務上あるいはOECDからの要請に基づく一貫した国際的アプローチはありません⁴。

国によっては外国のSWFに対する課税が免除される場合がありますが、そのような免除制度は、当該投資受入国で発生する受動的所得に限定して適用されるのが一般的です。このような免税の規定は国内法によって制定されている場合や、行政慣行または相互協議を通じて運用される場合があります。

日本における外国政府やSWFにかかわる税制

日本の税法上、外国法人が一定の国内源泉所得を有する場合、その国内源泉所得に対し法人税や源泉税が課されます。

国際慣習法上、外国政府の受領する日本で生じた一定の所得については課税されないとされています。しかしながら、日本の税法上、公共法人や公益法人等の定義に、外国政府や外国の公共団体は含まれておらず、外国政府や外国の公共団体の取り扱いについての明示の規定は置かれていません。

日本の税法上、SWFが一般の外国法人として取り扱われる場合、SWFの所得に法人税や源泉税が課される可能性があります。

したがって、現在のところSWFが直接か間接にかかわらず、日本において投資する場合、日本の国外で組成されたプライベート エクイティ ファンド、不動産ファンド等のファンドで日本に投資しているものと同様、税務上の取り扱いを検討する必要があります。

租税条約

SWFが日本に投資を行う場合、日本とSWFの居住国の間に租税条約が締結されているかどうか、さらに租税条約が締結されている場合、当該租税条約において特定のSWFを代理または代行して投資を行う法人に対し税率の軽減または免税とする規定が設けられているかを検討する必要があります。

たとえば、日本/シンガポール租税条約⁵では、特定のSWF(シンガポール政府投資公社)に対し支払われる日本において生じた利子は日本の課税が免除されています。日本はサウジアラビア、UAE、クウェートを含む中東諸国と租税条約の締結に向けた交渉を進めており、中東諸国における特定のSWFに対し一定の日本の課税を免除とする規定が租税条約に盛り込まれるかどうか注目されています。

³ 詳しくはIWGのウェブサイトをご参照ください(<http://www.iwg-swf.org/pubs/gapplist.htm>)。

⁴ アメリカほか各国におけるSWFにかかわる税制については、以下をご参照ください、Joint Committee on Taxation in June 2008 and the Directorate of Legal Research for International, Comparative, and Foreign Law at the Library of Congress in May 2008 (www.house.gov/ict/x-49-08.pdf)。

⁵ 1994年4月9日調印、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定第11条

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saikei@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
マネージャー	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com
	牧平直子	03-5251-2223	naoko.makihira@jp.pwc.com
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	